

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名  |
|-------|---|
| 7     | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に係る認定並びに認定の変更及び取消に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 子どものための教育・保育給付を受けようとする保護者に対し保育を必要とする事由を満たすこと及び保育必要量の認定を行う。また、認定の変更、取消しに関する事務を行う。  |
| ③システムの名称                 | 子ども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 支給認定情報ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条第1項 別表第一の94の項<br>・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の<br>主務省令で定める事務を定める命令第68条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課  |
| ②所属長の役職名                 | 幼保運営課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| -                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター9階<br>千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課<br>電話番号:043-245-5726   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年3月20日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年3月20日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |                            |  |
|--|----------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                            | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                            |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |                            |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |                            |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)          |                            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]                        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                            |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]                  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                            |  |
| 実施の有無  | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                            |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]               | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目            | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|--|---|------|-----------|
| 平成30年5月18日 | I_5_② 所属長     | 幼保運営課長 岡崎 太郎   | 幼保運営課長 松永 信隆  | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | I_5_② 所属長     | 幼保運営課長 松永 信隆   | 幼保運営課長  | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | IV リスク対策      |  | 新規  | 事後   |           |
| 令和3年10月26日 | I_1_③ システムの名称 | 子ども・子育て支援新制度に係る業務システム  | 子ども・子育て支援システム   | 事後   |           |
| 令和5年3月31日  | I_1_③ システムの名称 | 子ども・子育て支援システム  | 子ども・子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム                                      | 事前   |           |
| 令和5年3月31日  | I_7 請求先       | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716 | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717 | 事後   |           |
| 令和5年3月31日  | II_1 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点  | 令和5年3月20日 時点  | 事前   |           |
| 令和5年3月31日  | II_2 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点  | 令和5年3月20日 時点  | 事前   |           |